

かほく市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、目や口、眉など顔全体の動きを使って視覚的に表現する言語である。

ろう者（聴覚障害者であって、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むもの。以下同じ。）にとって、手話はお互いの気持ちを理解するために欠かせないものであるが、長い間言語として認められてこなかったことで、手話に対する理解は進まなかった。

このため、手話はろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他者との意思疎通を図るために必要な言語であるとの認識の下、手話の理解と普及啓発を通じて、全ての市民が相互の人格と個性を尊重し、自立して自分らしく支え合い暮らすことができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、もって全ての市民が自立して自分らしく支え合い暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話は、独自の言語体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために積み重ねてきた文化であり、大切に受け継がれてきたものであることを理解しなければならない。

2 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われるものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び

ろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報を得る機会の拡大に関する施策
- (3) ろう児(18歳未満のろう者をいう。)の養育に必要な情報の提供及び相談体制の整備に関する施策
- (4) 手話通訳者(手話によりろう者とろう者以外の者との意思疎通を仲介する者をいう。)の養成及び派遣その他手話による意思疎通の支援の拡大に関する施策
- (5) 手話通訳者及びその指導者の確保に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(手話を学ぶ機会の確保)

第7条 市は、ろう者、手話通訳者その他関係者と協力し、全ての市民が手話を学ぶ機会の確保を図るよう努めるものとする。

(教育における手話の普及)

第8条 市は、教育の場において、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第9条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために市民及び事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の支援)

第10条 市は、手話に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。